

第2期千葉県循環器病対策 推進計画の策定について (案)

令和5年7月
千葉県健康福祉部

1. 趣旨

- 千葉県循環器病対策推進計画（以下「県計画」という。）は、健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（以下「法」という。）第11条に基づく法定計画であり、現行県計画は令和4年12月に策定したもので、令和5年度までを計画期間としています。
- 令和5年3月、政府においては、法第9条に基づき、「循環器病対策推進基本計画」（以下「基本計画」という。）の変更について閣議決定しました。
- 今年度中の県計画の期間満了に伴い、基本計画の趣旨及び内容を踏まえ、第2期県計画を策定します。

全体目標

2040年までに3年以上の健康寿命の延伸及び循環器病の年齢調整死亡率の減少

個別施策

循環器病：脳卒中・心臓病その他の循環器病

【基盤】循環器病の診療情報の収集・提供体制の整備 循環器病の診療情報を収集・活用する公的な枠組みの構築

1. 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発

- 循環器病の発症予防及び重症化予防
- 子どもの頃から国民への循環器病に関する正しい知識（循環器病の予防、発症早期の適切な対応、重症化予防、後遺症等）の普及啓発の推進
- 循環器病に対する国民の認知度等の実態把握

2. 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実

- ① 循環器病を予防する健診の普及や取組の推進
- ② 救急搬送体制の整備
- ③ 救急医療の確保をはじめとした循環器病に係る医療提供体制の構築
- ④ リハビリテーション等の取組
- ⑤ 循環器病の後遺症を有する者に対する支援
- ⑥ 循環器病の緩和ケア
- ⑦ 社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援
- ⑧ 治療と仕事の両立支援・就労支援
- ⑨ 小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策
- ⑩ 循環器病に関する適切な情報提供・相談支援

3. 循環器病の研究推進

- 循環器病の病態解明、新たな診断技術や治療法の開発、リハビリテーション等に関する方法に資する研究開発の推進
- 科学的根拠に基づいた政策を立案し、循環器病対策を効果的に進めるための研究の推進

循環器病対策の総合的かつ計画的な推進の確保のために必要な事項

- (1) 関係者等の有機的連携・協力の更なる強化
- (2) 他の疾患等に係る対策との連携
- (3) 感染症発生・まん延時や災害時等の有事を見据えた対策
- (4) 都道府県による計画の策定
- (5) 必要な財政措置の実施及び予算の効率化・重点化
- (6) 基本計画の評価・見直し

<循環器病の特徴と対策>



2. 第2期循環器病対策推進基本計画（全体目標）

※ 下線は第1期からの変更箇所

法の基本理念に照らし、次に掲げる「循環器病の予防や正しい知識の普及啓発」、「保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実」及び「循環器病の研究推進」の3つの目標を達成することにより、「2040年までに3年以上の健康寿命の延伸及び循環器病の年齢調整死亡率の減少」を目指す。

（1）循環器病の予防や正しい知識の普及啓発

回復期及び慢性期にも再発や増悪を来しやすいといった循環器病の疾患上の特徴に鑑み、循環器病の発症予防及び合併症の発症や症状の進展等の再発予防・重症化予防に点を置いた対策を推進する。循環器病の予防には、生活習慣等に対する国民の意識と行動の変容が必要であることから、国民に対し、循環器病とその多様な後遺症に関する十分かつ的確な情報提供を行うとともに、発症後早期の対応やその必要性に関する知識の普及啓発も行うことで、効果的な循環器病対策を進める。

2. 第2期循環器病対策推進基本計画（全体目標）

（2）保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実

急性期には発症後早急に適切な診療を開始する必要があるという循環器病の特徴に鑑み、地域医療構想の実現に向け、高度急性期及び急性期から回復期及び慢性期までの病床の機能の分化及び連携等に取り組み、都道府県が地域の実情に応じた医療提供体制の構築を進める。循環器病の患者については、それぞれの関係機関が相互に連携しながら、継続して必要な医療、介護及び福祉に係るサービスを提供することが必要である。患者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進することで、効果的かつ持続可能な保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実を図る。また、平時のみならず感染症発生・まん延時や災害時等の有事においても医療の確保を適切に図ることができるような医療提供体制の整備を進める。

2. 第2期循環器病対策推進基本計画（全体目標）

（3）循環器病の研究推進

患者が安心して治療に向きあえるよう、患者のニーズを踏まえつつ、産学連携や医工連携も図りながら、循環器病の病態解明、新たな治療法や診断技術の開発、リハビリテーション等の予後改善、QOL向上等に資する方法の開発、個人の発症リスク評価や予防法の開発等に関する研究を推進する。また、科学的根拠に基づいた政策を立案し循環器病対策を効果的に進めるための研究を推進する。

2. 第2期循環器病対策推進基本計画

主な追加内容

○評価指標の更新

厚生労働科学研究の結果等を踏まえ、医療計画の指標例や健康日本21で用いられる指標などとの整合を図りつつ、脳卒中患者・心血管疾患に対する療養・就労両立支援の実施件数などの評価指標の追加等を行った。

○感染症発生・まん延時や災害時等の有事を見据えた対策

感染症発生・まん延時や災害時等の有事においても、感染症患者や被災者等に対する医療を都道府県ごとに確保することを中心としつつ、それ以外の疾患の患者に対する医療の確保も適切に図ることができるような医療提供体制を構築していく。

3. 第2期県計画策定の方針

(1) 計画期間

令和6年度から令和11年度まで（6年間）とします。

(2) 検討の方向性

- 基本計画は、循環器病対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環器病対策の基本的方向について定めるとともに、都道府県計画の基本となるものであり、基本計画の趣旨及び内容を踏まえ、都道府県計画の変更について検討します。
- 県においては、循環器病の予防や正しい知識の普及啓発、保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実などを引き続き推進し、「2040年までに3年以上の健康寿命の延伸及び循環器病の年齢調整死亡率の減少」を目指します。

3. 第2期県計画策定の方針

- 感染症発生・まん延時や災害時等の有事においても、感染症患者や被災者等に対する医療と、循環器病等のその他の疾患に対する医療を両立して確保することを目指し、適切な医療提供体制の整備を進めます。
- 基本計画を踏まえ、評価指標の追加・変更等について検討します。
また、県計画に基づく循環器病対策の進捗管理について、評価指標を活用し、PDCAサイクルに基づく改善を図り、施策に反映するよう努めるとともに、ロジックモデル等のツールを活用します。

3. 第2期県計画策定の方針

- 今年度改定が予定されている「千葉県保健医療計画」、県の健康増進計画である「健康ちば21」、県の介護保険事業支援計画である「千葉県高齢者保健福祉計画」等と調和が保たれたものとしします。
- 策定にあたっては、千葉県循環器病対策推進協議会の意見を聴くとともに、県民等の意見を聴くため、パブリックコメント等を行います。